

平成28年度 事務事業評価シート

<事業の名称等>

予算	款	02	総務費	項	02	徴税费	目	02	賦課徴収費
大事業	101	債権回収事業							
中事業	01	債権回収事務事業							

1.事業の位置付け

総合計画	基本構想	1	住民とともに育むまちづくり	所管部局	財務部
	基本計画	1-2	効率的な行財政運営の推進		税外債権管理室
総合戦略	政策パッケージ				
	施策				
事業区分	自治事務（任意的なもの）		事業種別	ソフト事業	
根拠法令	有	地方自治法、地方税法、民法、その他各債権が関連する法令			
根拠例規	有	坂井市債権管理条例・同条例施行規則・坂井市債権回収の一元化に関する事務取扱要領			
関連計画・マニュアル	有	坂井市債権管理マニュアル			

2.事業の目的・概要

目的・趣旨	市の税外債権の適正な管理と徴収事務の強化を行うことで、公平な市民負担と歳入の確保を図り、税外未収債権の縮減を目指す。
実施手法等	<ul style="list-style-type: none"> 債権管理条例、規則、マニュアルの周知徹底を図る。 税外債権所管課が行う債権管理業務への指導、助言の実施。 税外債権所管課から移管を受けた徴収困難案件について、強制的な徴収を実施。 先進自治体等から講師を招聘し、職員研修を実施。

3.事業のコスト

(単位：千円)

		平成28年度	平成27年度	平成26年度
コスト	事業費	329	233	
	人件費	22,824	18,483	
	総事業費	23,153	18,716	0
人員	正職員	3.40 人	2.60 人	人
	臨時職員	0.00 人	0.00 人	人
	人員計	3.40 人	2.60 人	0.00 人
財源内訳	国県支出金			
	その他特定財源	10	62	
	一般財源	23,143	18,654	0

4. 事業の成果

評価指標		単位	年度	平成28年度	平成27年度	平成26年度	平成25年
指標	税外債権収入未済額（決算ベース）	千円	目標	80,000	90,000	100,000	100,000
			実績	86,616	100,229	107,903	117,790
			達成率(%)	92.36	89.79	92.68	84.90
指標の説明		市税以外の債権の収入未済額合計の減額に努める。					
活動	強制徴収（差押）件数・司法手続き申立件数	件	目標	40	50	10	
			実績	24	38	8	
			達成率(%)	60.00	76.00	80.00	0.00
指標の説明		差押（二重差押・参加差押含）執行件数、支払督促・訴訟等の申立件数					
活動	税外債権所管課からの移管件数	件	目標				
			実績	54	231	38	
			達成率(%)	0.00	0.00	0.00	0.00
指標の説明		件数の大小は成果にそぐわないため目標値は設定しない。					
活動	税外債権所管課への指導助言等の回数	件	目標	20	20	10	
			実績	30	28	16	
			達成率(%)	150.00	140.00	160.00	0.00
指標の説明		ヒアリング、担当者説明会、移管協議の回数					
指標に基づく評価		緩やかではあるが、着実に未収債権の整理が進んでいる。強制徴収公債権は税の徴収の知識を活かし、また、非強制徴収公債権・私債権については、知識の習得に努め司法手続きに着手し、未収債権を回収した。マニュアルの整備、税外債権所管課の取組状況に関するヒアリングの実施や指導・助言により、債権管理に対する意識改革を図り、収入未済額の縮減に努めた。					

5. 事業に対する評価

現状と課題	<p>効率性に課題</p> <p>税外債権所管課では、人事異動や業務の繁閑等により債権管理に関するノウハウが蓄積されておらず、また専任職員もおかれていないことから、法的措置等の十分な債権管理業務が行われていない。今後も引き続き債権管理の適正化を進め、さらなる税外債権の一元化及び税外債権所管課における取組の均質化を進める必要がある。</p>
これまでの見直しや改善等の実績	<p>先進自治体から講師を招聘し、税外債権所管課の担当職員を対象に職員研修を実施した。</p> <p>また、税外債権所管課に対するヒアリング等により、債権管理業務に係る指導・助言を継続して実施した。</p>

6. 今後の方向性

短期的な方向性		改善（見直し）	中長期的な方向性		継続
目標年度	平成29年度		目標年度	平成33年度	
方向性の説明	<p>今後、ノウハウが蓄積されればさらに整理を推進できると思われる。税外債権管理室職員の専門的知識習得のための研修や、税外債権所管課の職員研修等は継続が必要。新たな取組として、債務者の生活再建を推進し債権回収を図る「生活再建型滞納整理事業」を実施する。また、専門家のノウハウを取り入れるため、弁護士起用を検討する。</p>				